十　一般用放射等設備
(1)　第一号(1)及び(2)、第五号(2)並びに第六号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項
(2)　次に掲げる事項の測定値
(一)　交流電源端子における妨害波電圧
(二)　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）
(三)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
十一　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)に掲げる事項
十二　業務用放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項
十三　業務用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項
［2　略］
（指定）
第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。
一　搬送式インターホン
［(1)～(3)　略］
(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。
［(5)～(7)　略］
二　一般搬送式デジタル伝送装置
［(1)　略］
(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。
［(3)・(4)　略］
(5)　前号(7)に掲げる条件
三　特別搬送式デジタル伝送装置
［(1)～(3)　略］
(4)　第一号(7)及び前号(2)から(4)までに掲げる条件
四　広帯域電力線搬送通信設備
(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあるものであること。
［(2)・(3)　略］
(4)　第一号(7)に掲げる条件
［(5)・(6)　略］

［新設］

［新設］

［新設］

［2　同上］
（指定）
第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。
一　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
［(5)～(7)　同上］
二　［同上］
［(1)　同上］
(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
［(3)・(4)　同上］
(5)　前号の(7)に掲げる条件
三　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件
四　［同上］
(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。
［(2)・(3)　同上］
(4)　第一号の(7)に掲げる条件
［(5)・(6)　同上］